

定款第 22 条第 2 項関係

社会福祉法人神愛会
理事長報酬規程

平成 4 年度第 2 回理事会(平成 4 年 9 月 26 日)において、平成 4 年度和歌山県厚生援護課監査による理事長手当支給の了承事項が報告されたのを受けて、ここに理事長報酬規定を次のように作成し支給する。

1. 平成 5 年 4 月度より支給を実施する。
2. 支給法方法は年給又は期末手当とせず月給制とする。
3. 報酬額は月額 200,000 円とする。
4. 会計処理は本部会計役員報酬勘定により支出する。

本規程を変更する場合は理事会に報告のうえ行う。

本規程は平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

本規程は平成 6 年 4 月 1 日に一部改定された。

定款第 8 条 2 項・第 22 条 2 項関係

社会福祉法人神愛会
役員等費用弁償規程

法人が行う理事会等に出席する理事と監事、及び評議員会等に出席する評議員に対する費用弁償を次の通り規定する。

開催地	役員等居住地区	交通費	日当(食事含)	弁償金額計
上富田町	関東地区	往復 50,000 円	15,000 円(2 日)	65,000 円
	京阪神地区	往復 20,000 円	10,000 円(1 日)	30,000 円
	田辺・西牟婁地区	往復 5,000 円	5,000 円(1 日)	10,000 円
大阪駅周辺	関東地区	往復 40,000 円	15,000 円(2 日)	55,000 円
	京阪神地区	往復 10,000 円	5,000 円(1 日)	15,000 円
	田辺・西牟婁地区	往復 15,000 円	10,000 円(1 日)	25,000 円

その他の条件

1. 法人が行う関係行事や研修視察等に出席参加する場合も本規程を用いる。
2. 開催地における会食費は別途法人本部会計会議費勘定より支出する。
3. 上表の弁償金額は本部会計より本部会計旅費勘定より支出する。
4. 役員が宿泊を必要とする場合は実費相当額を本部会計旅費勘定より支出する。
5. 上記以外の開催地の場合は本表を参考に別に決定する。
6. 日程や内容の違いによっては本表を参考に別に決定する。
7. 本規程を変更する場合は理事会に報告のうえ行う。

本規程は平成 11 年 4 月 1 日より実施する。